

13都環審第7号
平成13年6月12日

東京都知事
石原慎太郎様

東京都環境審議会
会長 横山 榮



ダイオキシン類対策特別措置法第29条の規定による
対策地域の指定について（答申）

平成13年5月24日付で諮問のあったこのことについては、
別添「大田区大森南四丁目におけるダイオキシン類土壤汚染対
策地域の指定」のとおりとすることは適当であると認めます。



大田区大森南四丁目におけるダイオキシン類
土壌汚染対策地域の指定

対策地域の区域

大田区大森南四丁目11番並びに大田区道
12-146号線及び12-171号線のう
ち別図のとおり

別図

大森南四丁目10番

区道12-146号線

大森南四丁目12番

区道12-171号線

大田区 大森南四丁目11番

対策地域の区域



0 5 10 15 20 25 30 40 50m

